

令和 7 年 7 月 3 1 日

監 査 委 員 決 定

令和 7 年行政監査実施計画

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定により、東京都監査委員監査基準及び令和 7 年監査基本計画に基づき、令和 7 年行政監査を次のとおり実施する。

1 監査のテーマ

東京都政策連携団体に対する出えんにより造成された基金を原資とする各局事業の執行

2 監査の目的

政策連携団体に対する都の出えんにより造成された基金を原資とする事業は、複数年度にわたる事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものであるが、1 0 年前と比較して、基金数で約 5 倍、残高は約 7 倍に増加している。

こうした手法による事業の執行には、予算単年度主義の例外として、複数年度にわたる事業の費用支出が容易であることや、都よりも組織・人員体制を柔軟に整備できるなど都直轄のフレームにはない柔軟性がある。一方、所管局による制度設計・目標設定が不十分なまま、資金を渡し切りにしているため団体側のインセンティブが十分に働いていない可能性や、事業の拡大に組織・人員体制が追い付かず、事業の執行能力が十分ではない可能性など都という巨大な組織の事務事業として、所管局はもとより財務当局や監査など関係者の目が十分に行き届かなくなるリスクがある。

今後もこうした手法が拡大していくことが見込まれる中、事業の執行の管理が適正・適切に行われているかを確認する必要がある。

以上のことから、政策連携団体に対する都の出えんにより造成された基金を原資とする事業の執行の管理について監査を実施する。

3 監査の対象局等

産業労働局及び福祉局並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社、公益財団法人東京観光財団及び公益財団法人東京都福祉保健財団

4 監査の対象範囲

- （1）都が契約に基づき事業に必要な資金を上記の各団体に出えんした上で、各団体が当該出えん金により造成した基金を通じて行う事業の執行の管理を対象とする。
- （2）主として、令和 6 年度の事業の執行を対象とする。

5 監査の主な着眼点

- (1) 局は、出えん目的に沿って事業の制度設計や目標設定を適切に行い、団体に必要な事業実施体制を構築させているか
- ア 局は、基金事業に係る団体との契約を適切な時期に適正な内容で締結しているか
- イ 局は、事業目標の設定について、目標年度を含め団体に具体的かつ客観的に示し、目標年度に向けた、具体的かつ客観的な実行計画を定めているか
- ウ 局は、団体が構築する補助等事業制度の要件を的確に示し、制度の内容がそれに沿ったものであるかを十分に確認しているか
- エ 局は、団体の事業実施体制について確認し、事業実施に必要な体制を確保させているか
- オ 局は、事業効果の測定を団体に定期的かつ客観的に行わせているか
- カ 局は、事業進捗状況や効果測定に基づき、計画や事業内容を適宜見直しているか
- キ 局は、事業実施に係る適切な情報管理や不正防止など団体の内部統制について、十分な確認や必要な助言を行っているか
- (2) 局は、出えん目的が計画的に達成されるよう団体を適切に指導・監督しているか
- ア 局は、事業実施状況の報告を定期的に受けるルールを定め、それに基づく団体からの報告の確認及び必要な指示を行うなど、事業の進行管理を適切に行っているか
- イ 局は、事業実施に伴うインシデント等の報告を速やかに受けるルールを定め、報告を受けた場合には、内容を確認した上で必要な指示等を行っているか
- (3) 団体は、自ら定めた制度や実施目標に基づき適正・適切に事業を執行しているか
- ア 団体は、目標年度に向け、実施目標を含む到達計画を定めているか
- イ 団体は、各年度期初までに、実施目標を含む当年度実施計画を定めているか
- ウ 団体は、事業実施に必要な事業実施体制や補助等事業制度を適切に構築しているか
- エ 団体は、自ら定めた実施目標・計画や補助等事業制度に基づき適切に事業を実施しているか
- オ 団体は、進行管理に伴う報告や事業実施に伴うインシデント等の報告を、局に対して正確にかつ速やかに行っているか
- カ 団体は、外部事業者を活用する場合の契約事務を適切に行っているか
- キ 団体は、適切な会計処理を行い、フロー・ストック情報を正確に表示しているか

6 監査期間

令和7年9月9日（火曜日）から令和8年1月29日（木曜日）まで（講評を含む）

7 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、令和8年2月に行う。